

国土建第 5 3 0 号
令和 2 年 3 月 2 3 日

監理技術者講習登録講習機関 各位

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

監理技術者講習における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 2 報）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習については、「監理技術者講習における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和 2 年 2 月 27 日付国土建第 474 号）」により、少なくとも令和 2 年 3 月末までに実施予定の講習については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、それ以降に延期又は自宅学習の方法により実施されるようお願いしているところです。

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 3 月 19 日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において、今後の見通しとしては、これまでの努力を続けなければ、クラスターの大規模化や感染の連鎖、さらには全国のどこかの地域で患者の急激な増加、いわゆるオーバーシュートが生じる可能性が指摘されています。

これを踏まえ、引き続き当面の間は、監理技術者講習は延期又は自宅学習の方法により実施されるようお願いいたします。感染の状況等を踏まえ、本措置の内容を変更する際は改めて通知します。

なお、建設業法第 26 条第 4 項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前 5 年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない（建設業法施行規則第 17 条 14）こととされていることを踏まえ、5 年を超過する者が生じることのないよう適切に実施されるようお願いいたします。

記

自宅学習による講習は、以下の方法により実施すること。

- (1) 講習は、教材を用いた自宅学習及び試験により行うものとする。
- (2) 登録講習実施機関は、受講者本人に対し、教本等必要な教材、試験用紙、学習報告書の様式を送付するものとする。（講習内容を動画にしたものを合わせて送付又は配信することが望ましい）
- (3) 講習を修了した受講者は、登録講習実施機関に対し、解答済みの試験用紙及び学習報告書を送付するものとする。
- (4) 学習報告書は、使用教材、学習日時、受講者の署名を記載するものとする。

- (5) 登録講習実施機関は、受講者から送付された解答済みの試験用紙及び学習報告書を確認し、建設業法施行規則様式第25号の3によるラベルを送付するものとする。
- (6) 登録講習実施機関は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、質問用紙を2.と併せて送付し、5.のラベルと併せて回答を送付するなど、適切に応答できる体制を確保するものとする。

以上